

★青色申告特別控除 65万を受けるために

★特に消費税を申告されている方は

パソコン会計ソフト



軽減税率

「ブルーリターンA」

8%?

10%?



早めの導入をおすすめ致します！



※消費税改正により帳簿の記帳が複雑になりますので事務負担を軽減  
※ブルーリターンAから e-Tax による申告で65万円控除適用

**★ブルーリターンA★**

思い切って！パソコン会計にしてみませんか～♪

サツサツ  
できる！

はじめるなら“今”！！

初心者にもやさしく、さらに充実の機能で使いやすい！

- 消費税改正にも対応！
- 減価償却費も自動計算！
- 家事按分もできます！
- 決算・申告も楽々簡単！
- 新元号へも対応

無料説明会開催中！

【お問合せ先】本会事務局  
0547-37-3918

